

# 神戸合同法律事務所

〒 650-0044  
神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号  
神戸ハーバーランドセンタービル 10F  
TEL : 078-371-0171  
FAX : 078-371-0175  
<http://www.kobegodo.jp>



## 離婚問題(離婚、財産分与、親権、養育費、慰謝料等)について

離婚問題とひとことで言っても、離婚の有無のみならず、財産分与、年金分割、子どもの親権、面会交流、養育費の取り決め、慰謝料の請求等さまざまな問題があります。それぞれの問題によって解決方法も変わってきますが、大事なのは「納得した上で、離婚する！」ということです。当法律事務所では、家事事件の経験が豊富な弁護士が多く在籍しています。納得いかない！ということが少しでもあれば、まずは当法律事務所にご相談ください。

### (1) すぐに離婚できるのか…

まず、こちらが離婚を求めて、相手方も離婚に応じる場合には、話し合いで離婚を成立させることが可能です。これが協議離婚と呼ばれるもので、双方が離婚届に記名押印し、未成年者の子どもがいる場合には、父母どちらが親権者となるかも記載して市町村役場に提出することで離婚が成立します。

相手方が離婚することに応じない場合や、離婚することには応じるが離婚に伴う条件が折り合わず、協議離婚を成立させることができない場合に、次に取り得る手続としては、家庭裁判所で行う調停手続になります。離婚調停手続においては、家庭裁判所の調停委員が双方からの言い分をききながら、離婚をするか否かや、離婚に伴う条件について、双方が合意することができるかを話し合う調停期日が行われます。調停期日は、大体1~2か月に1度の頻度で行われます。調停で双方の意見が合致し、離婚を成立させることができれば、調停離婚ということになります。

相手方が調停手続でも離婚に応じない、または離婚の条件が合致しない場合、それでも離婚をしたいと考えるときには、離婚裁判をおこし、裁判で離婚を認めてもらう必要があります。離婚裁判の場合には、離婚を求める側が、離婚の原因があることを主張し、証拠を示して証明しなければなりません。裁判で離婚が認められるための離婚の原因は法律で定められています(民法770条各号)。具体的には、配偶者に不貞な行為があったとき、配偶者から悪意で遺棄されたとき、配偶者の生死が3年以上明らかでないとき、その他婚姻を継続しがたい重大な事由があるとき等です。離婚を求める側が、この離婚の原因があることを主張して、それを証拠で証明できなければ、裁判でも離婚が認められず、婚姻関係が継続することになります。

### (2) 離婚に関する条件はどうすればいいか…

離婚する場合は、それに伴う慰謝料、財産分与の有無、子どもの将来の養育費、面会交流の取り決め、年金分割など、決めなければならないことがたくさんあることと思います。そこで、協議離婚の際にも、これらについてきちんと話し合いで決めておくことが大切です。相手方から金銭の交付を受けることを約束した場合は、後々まで支払いを受けられるように、文書を取り交わしておいた方がよいですし、できれば文書は公正証書で作成しておくことが望ましいといえます。

調停が成立した場合には、離婚の成立や、離婚の条件について、裁判所で調停調書という文書を作成してくれます。この調停調書にもとづいて、夫婦の一方は離婚の戸籍の手続や、離婚の条件として定めた年金分割の手続を行うことができます。また離婚の条件として相手方が慰謝料や財産分与などとして金銭を支払う約束をしたのに、相手方からの支払いがない場合はこの調停調書に基づき、相手方の財産に強制執行をすることができます。

裁判となった場合は、裁判官が判決を下しますので、この判決に基づいて、離婚や相手方の財産に強制執行をすることができます。

さいごに、一番大事なのは、**子どものために何が一番か**という子どもの福祉についてです。父母での争いになっているかもしれませんが、子どものためになる解決を考えましょう。

### (3) 慰謝料請求をしたい…

相手方に不貞行為(浮気・不倫)があった場合やDVやモラハラがあった場合などには、慰謝料請求をすることが可能です。慰謝料の金額は、離婚に至った原因の内容、婚姻期間の長さ、精神的苦痛の程度等、様々な事情を総合的に考慮した上で決定されます。

ここで大事なのは、**慰謝料の根拠となる証拠を残す**ことです。相手方と不貞相手の関係性を示すような証拠は残しておきましょう。また、DVがあった場合には、怪我をした部位の写真や病院の診断書が重要な証拠になります。モラハラの場合には、相手方の発言の録音をとっておきましょう。仮に、何らかの証拠がない場合でも、日記やSNS等に記録をしておくことで、それが証拠の一つとなることもあります。まずは当法律事務所にご相談ください。

## <神戸合同法律事務所の弁護士たち>



相原 健吾  
あいほら けんご



石田 真美  
いしだまみ



内海 陽子  
うちみ ようこ



大田 愔記  
おおた ゆうき



岡井 勇輝  
おかい ゆうき



近藤 暢朗  
こんどう のぶろう



高橋 敬  
たかはし たかし



増田 祐一  
ますだ ゆういち



松山 秀樹  
まつやま ひでき



吉井 正明  
よしひ まさあき



古田 維一  
よしだ ただいち